

(公印省略)

市体協ス第47号
令和3年9月8日

大分市スポーツ少年団
各団 代表指導者各位

大分市スポーツ少年団
本部長 久渡 晃

新型コロナウイルス感染拡大防止に係るスポーツ少年団の活動について（第十二報）

標記のことについて、9月13日（月）に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う分散登校が終了することから、大分市教育委員会が部活動について各学校長あてに、別添（写）の事務連絡が行われ段階的に部活動を再開することとなりました。

大分市スポーツ少年団の活動につきましては、**9月13日（月）から再開する**こととし、別添（写）「9月13日以降の部活動について」に準じ適切に対応していただくとともに、改めて感染防止対策を徹底するよう、貴団関係者に対して周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、団活動の再開にあたり、団員の体力や体調等を十分に考慮し、健康と安全に配慮し各単位団の実情に応じた団活動をお願いします。

記

- 1 市内外での他団との交流（合同練習や練習試合等）及び、合宿は行わないこと。
- 2 中央競技団体等が主催する全国大会等（予選を含む）に出場する場合に限り、団員、保護者と事前に協議し、大会参加の有無について慎重に判断すること。（保護者から参加同意書等を取得すること）
- 3 練習での保護者等の参観は、感染症対策を講じた上で行うこと。
- 4 身体活動中は中央競技団体等が示しているガイドラインを遵守するとともに、身体活動中以外の場面では、必ず「マスクを着用」し、「1mを目安とした身体的距離の確保」を徹底すること。
— 身体活動以外の場面（例） —
 - （1）更衣中
 - （2）休憩中
 - （3）食事中（食事は対面を避け、不必要な会話は行わないこと。また、それ以外は、マスクを着用すること。）
 - （4）帰宅中
 - （5）準備や片付けの場面
 - （6）控えベンチ内や補助員として活動する場面
 - （7）ミーティング等や生徒が集合する場面
- 5 活動後は速やかに帰宅すること。
また、団活動前後での集団での飲食はしないこと。

大分市スポーツ少年団事務局 担 当 森中・赤木 TEL 097-537-5979
--